

1 議案名

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

徳島県立城ノ内中等教育学校が設置されることに伴い、学校職員の職に関する規定について所要の整理を行う必要がある。

教育政策課

条例等立案表

<p>題名 徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則 の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p>
	<p>担当者名 八 幡 旺 希 子</p>
	<p>電話番号 三二〇八</p>
<p>制定理由 徳島県立城ノ内中等教育学校が設置されることに伴い、学校職員の職に関する規定について所要の整理を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 学校職員の職に関する規定の対象に中等教育学校を加えることとした。 二 この規則は、令和元年十一月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法令など 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否</p>	

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

教育政策課

1 改正の理由

徳島県立城ノ内中等教育学校が設置されることに伴い、学校職員の職に関する規定について所要の整理を行う必要がある。

2 改正の概要

学校職員の職に関する規定の対象に中等教育学校を加えることとした。

3 施行期日

令和元年11月1日

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六十二条」の下に「第七十条第一項」を、「第六十条」の下に「（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

改正後	現行
<p>(学校職員の職)</p> <p>第二条 県立学校には、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する同法第三十七条に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師(非常勤講師を含む。以下同じ。)及び養護助教諭、同法第六十条(同法第七十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する実習助手並びに同法第七十九条に規定する寄宿舎指導員のほか、事務課長、事務室長、室長補佐、主査、事務長、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主事、学年主任、特別活動主任、家庭科長、学科主任、農場長、司書教諭、特別支援学校の各部の主事、寮務主任、舎監(非常勤舎監を含む。以下この条において同じ。)、保健主事、係長、主席、主任、主任主事、主任司書、主事、司書、実習主任、主任寄宿舎指導員、技師(介助)、技師(実習)、船長、機関士、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、技師(業務)、技師(調理)、技師(炊事)及び技師(運転)を置く。</p>	<p>(学校職員の職)</p> <p>第二条 県立学校には、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十九条、第六十二条及び第八十二条において準用する同法第三十七条に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師(非常勤講師を含む。以下同じ。)及び養護助教諭、同法第六十条に規定する実習助手並びに同法第七十九条に規定する寄宿舎指導員のほか、事務課長、事務室長、室長補佐、主査、事務長、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主事、学年主任、特別活動主任、家庭科長、学科主任、農場長、司書教諭、特別支援学校の各部の主事、寮務主任、舎監(非常勤舎監を含む。以下この条において同じ。)、保健主事、係長、主席、主任、主任主事、主任司書、主事、司書、実習主任、主任寄宿舎指導員、技師(介助)、技師(実習)、船長、機関士、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、技師(業務)、技師(調理)、技師(炊事)及び技師(運転)を置く。</p>

(参考) 学校教育法

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- ② 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- ④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- ⑤ 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ⑥ 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- ⑦ 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- ⑧ 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- ⑨ 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- ⑩ 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- ⑪ 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- ⑫ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- ⑬ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- ⑭ 事務職員は、事務をつかさどる。
- ⑮ 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- ⑯ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

⑰ 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

⑱ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

⑲ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

② 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

④ 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

⑤ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

⑥ 技術職員は、技術に従事する。

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十八条の二及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

② 前項において準用する第五十三条又は第五十四条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第六十五条の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第六十六条中「後期三年の後期課程」とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。

